

## 県庁の働き方改革と職員の増員について

厚生労働省は令和元年度の労災申請として、仕事を起因とする「うつ病」や「睡眠障害」など、精神疾患を理由とした件数が前年比プラス 240 件の 2,060 件、脳や心臓疾患に関する事案が前年比プラス 59 件の 936 件であったと公表しました。

男女別に見ると、女性では就労機会の増加から、セクハラ・マタハラ・ニンハラなど、女性特有のハラスメントによって 164 件増加して 952 件、男性では仕事内容や量の多さからの過重労働による心疾患など、申請・認定ともに 1983 年の統計開始以降最多となっています。

昨年 4 月に「働き方改革関連法」が施行され、常時雇用する人数が 300 名を超える企業に対しては残業時間の罰則付き上限規制が適用されましたが、労災申請は増加傾向にあるようです。そこで最初の質問です。すべてが仕事によるものではないと思いますが、本県職員の精神疾患による休職の状況と復職に向けた支援について伺います。

次に、職員の負担軽減についてです。

本県の人口は全国第 5 位の 734 万人ですが、同規模である全国第 4 位 755 万人の愛知県とH31 年度における職員数を比較すると、教育部門は約 2,600 人少ない 37,012 人。警察部門は約 1,600 人少ない 12,878 人。知事部局でも約 1,600 人少ない 6,776 人と、いずれも少ない人員で県政運営をおこなっています。

また、県民 1 万人あたりに対する一般行政部門職員数は、全国平均の 23.3 人を大きく下回る全国最少の 11.3 人となっています。

本県の平成 18 年から今年までの人口増加率は 4%、数にして 28.2 万人増加していますが、この間に知事部局の職員数は 1,169 名が削減されています。

また、直近 10 年間では、ラグビーワールドカップやオリンピック・パラリンピックに関係する県民生活部が 12% 増、福祉部も 15% 増員されている一方、知事部局全体としての増員はわずか 22 名であることから、職員 1 人あたりの業務量が過大になっていると感じます。

保健医療部では業務量の増大から 7 月 6 日付けで感染症対策課が新設されましたが、機構改革や職員の増員は新型コロナウイルスの陽性者数が増加し始めた 4 月 7 日の緊急事態宣言前におこなっておく必要があったと思います。

機構改革による人員の確保は医療や相談体制をはじめとした対策を強化するために先手を打つことが重要だったはずであり、危機管理を専門とする知事は空振りを恐れることなく事前に対策を打っていくと様々な場面で答弁されています。

そこで、2 点目の質問として、感染症対策課の設置が 7 月 6 日付けと遅れた理由について、また、この課の新設によってこれまでの体制と異なり、どのような対策が強化できているのか伺います。

次に ICT ツール等を活用したテレワークの推進と時差通勤についてです。

県では新型コロナウイルス感染防止対策としてテレワークを導入する企業に奨励金を支給するなど積極的に支援するとともに、テレワークを活用したローテーション勤務や時差通勤などを実施して感染症対策を進めています。今後は県庁において感染防止対策のみにとどまらず子育て世帯や女性、遠距離通勤者などを優先し、テレワークや時差通勤

などで「仕事と生活の両立支援」をさらに推進していくべきと考えますが、実施状況とともに今後の取り組みの推進について伺います。

次に時間外勤務の縮減についてです。

本県職員は極めて優秀なことはわかりますが、734 万県民を全国最少の職員数で行政サービスをおこなう場合には、いくつかの弊害が顕著に表れます。

それは時間外の勤務です。

平成 30 年度決算によると、本県職員 1 人当たりの時間外勤務手当の平均は年間 54.3 万円、総支給額は 122 億円を超え、東京都職員 1 人当たりの時間外勤務手当平均 34.2 万円を 20 万円上回っています。

労働基準法第 33 条第 3 項にあるように、県土整備事務所など一部の職員を除いては時間外労働の上限規制適用外であるため民間企業とは単純に比較はできないことは承知しています。

コロナ特別委員会で私がおこなった質疑において、職員の時間外勤務の状況は新型コロナウイルス感染症に対応するため、県庁全体で1割以上増えており、個人では月 200 時間を超える時間外勤務をおこなった職員がいたことが明らかになっています。

そこで、非常時とは言え、特定の部署や個人に大きな負担となっている現状をどう改善していくのか、また、年度途中ですが保健所などの負担軽減のために、さらに職員の採用を図るべきと考えますがいかがでしょうか。

最後に、職員の増員についてです。

保健医療部では医療機関、保健所との調整、宿泊施設の確保や物資調達など、少数で深夜にも及ぶ業務に追われ、各部局から延べ2,000名を超える総動員の応援をおこなうなど、今も多くの対応に当たっていただいています。

災害時や非常時の対応を確実におこなう体制や多様化する県民ニーズを捉え、実行するためにも全国最少の職員数ではなく、本県の人口規模に相応な職員の増員を行っていくべきです。

また、人事委員会からは総実勤務時間の縮減、民間労働法制の改正等を踏まえ、任命権者において時間外勤務命令の上限が遵守されるよう、実効性のある措置を講じていくことが必要であると報告されています。

今年度、その一環として庁内の定型業務を集約して処理するスマートステーション「フラット」が開設されました。このような取り組みに加えて今後、時間外勤務の縮減に向けた働き方改革をどのように進め、実効性のある取り組みをおこなっていくのか。

職員増員の必要性についての認識と合わせ、以上5点知事の所見を伺います。